

## 公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

## 1. 公募に付する事項

- (1) 件名：国有財産の使用許可を受けて飲料水自動販売機及び公衆電話機の設置を希望する者  
 (2) 区分ごとの庁舎名、使用許可対象施設、各台数及び募集者数

区分	庁舎名	使用許可対象施設	台数	募集者数
区分 1	東京港湾合同庁舎	飲料水自動販売機	9台	1業者
		公衆電話機	1台	
	東京税関コンテナ検査センター	飲料水自動販売機	2台	
		飲料水自動販売機	1台	
	東京税関大井出張所	公衆電話機	1台	
		飲料水自動販売機	1台	
区分 2	東京税関芝浦庁舎	飲料水自動販売機	1台	1業者
	東京税関晴海庁舎	飲料水自動販売機	1台	
	成田国際空港旅客ターミナルビル	飲料水自動販売機	2台	
		公衆電話機	2台	
	成田国際空港第2旅客ターミナルビル	飲料水自動販売機	1台	
		公衆電話機	1台	
区分 3	成田空港合同庁舎	飲料水自動販売機	1台	1業者
		公衆電話機	1台	
	東京税関麻薬探知犬訓練センター	飲料水自動販売機	1台	
区分 4	東京税関東京航空貨物出張所	飲料水自動販売機	1台	1業者
区分 3	新潟港湾合同庁舎	飲料水自動販売機	1台	1業者
区分 3	新潟税関支署東港出張所	飲料水自動販売機	1台	
区分 4	酒田港湾合同庁舎	飲料水自動販売機	1台	1業者

## (3) 所在地：

東京港湾合同庁舎：東京都江東区青海 2-7-11

東京税関コンテナ検査センター：東京都江東区海の森 1-4-22

東京税関大井出張所：東京都大田区東海 4-1-10

東京税関芝浦庁舎：東京都港区海岸 2-7-68

東京税関晴海庁舎：東京都中央区晴海 4-6-29

成田国際空港旅客ターミナルビル：千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-1

成田国際空港第2旅客ターミナルビル：千葉県成田市古込字古込 1-1

成田空港合同庁舎：千葉県成田市駒井野字天並野 2159

東京税関麻薬探知犬訓練センター：千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-45

東京税関東京航空貨物出張所：千葉県市川市原木 2526-4

新潟港湾合同庁舎：新潟県新潟市中央区竜が島 1-5-4

新潟税関支署東港出張所：新潟県新潟市北区横土居 3870

酒田港湾合同庁舎：山形県酒田市船場町 2-5-43

## (4) 使用許可期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

## (5) 選定方法：応募者により提案された使用料の額により競争を行う方法による選定

## (6) 証明書等の受領期限：令和3年11月17日（水）17時00分

## (7) 價格提案書の受領期限：令和3年11月18日（木）17時00分

## (8) 價格提案審査の日時及び場所：令和3年11月19日（金）区分1：14時00分

区分2：15時00分

区分3：16時00分

区分4：16時30分

## 2. 国有財産の使用許可

設置事業者は、国有財産の使用許可を取得のうえ、使用する建物の使用面積に対して国有財産使用料を納付することとなるので注意すること。

## 3. 応募者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 別紙記載の要件を満たすこと。
- (6) 下記4の説明を受けた者であること。
- (7) その他の条件については、下記4において説明する。

## 4. 公募事項等説明の日時及び場所（募集要項等の交付）

- (1) 日 時：令和3年11月1日(月)から令和3年11月16日(火)まで  
平日 9:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場 所：東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎  
東京税関総務部会計課国有財産係(7階)  
電話 03-3599-6239 担当者 高木(交付及び説明)  
※交付場所に関しては相談に応じるので、上記に連絡すること。

## 5. 価格提案書の無効

本公告に示した応募者に必要な資格のない者の提出した価格提案書、応募に関する条件に違反した者の提出した価格提案書及び内容に不備がある価格提案書は無効とする。

以上、公告する。

令和3年11月1日

財務省所管国有財産部局長

東京税関長 諏訪園 健司

(別紙)

3- (5) 関係

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。